⑻　その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

事業場の居室等を賃貸している事業者（以下「賃貸事業者」という。）と事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。

データセンター業におけるエネルギーの年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上であるデータセンター事業者は、令和11年度以降に新設したデータセンターを運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する場合には、国内外における最新技術の動向及び先進的な他者の取組の状況を踏まえ、当該データセンターについて、別表第２に掲げるデータセンターの新設及びデータセンターに係る設備の新設又は更新をする場合の望ましい取組に努めるとともに、同表に掲げるデータセンターの基準エネルギー効率を満たすこと。ただし、技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難なデータセンターにあっては、当該基準エネルギー効率を満たすことについては、この限りでない。

２－２　工場等（２－１に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

⑴　燃料の燃焼の合理化

①　燃料の燃焼の管理

ア．　（略）

イ．ア．の管理標準は、別表第３⑷に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。

ウ．・エ．　（略）

②～④　（略）

⑵～（２－２）－２　（略）

⑶　廃熱の回収利用

①　廃熱の回収利用の基準

ア．　（略）

イ．ア．の管理標準は、別表第４⑷に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を基準として廃ガス温度を低下させ、廃熱回収率を高めるように設定すること。

ウ．～オ．　（略）

②～④　（略）

⑷・（４－１）　（略）

（４－２）　発電専用設備（（４－２）－２に該当するものを除く。）

①～③　（略）

⑻　その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

事業場の居室等を賃貸している事業者（以下「賃貸事業者」という。）と事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。

２－２　工場等（２－１に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

⑴　燃料の燃焼の合理化

①　燃料の燃焼の管理

ア．　（略）

イ．ア．の管理標準は、別表第１⑷に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。

ウ．・エ．　（略）

②～④　（略）

⑵～（２－２）－２　（略）

⑶　廃熱の回収利用

①　廃熱の回収利用の基準

ア．　（略）

イ．ア．の管理標準は、別表第２⑷に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を基準として廃ガス温度を低下させ、廃熱回収率を高めるように設定すること。

ウ．～オ．　（略）

②～④　（略）

⑷・（４－１）　（略）

（４－２）　発電専用設備（（４－２）－２に該当するものを除く。）

①～③　（略）